

住居手当支給細則

平成16年 4月 1日
規 程 第 3 9 号

一部改正 平成21年11月30日

一部改正 令和 2年 1月27日

一部改正 令和 2年 3月 9日

一部改正 令和 6年 3月25日

(総則)

第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第13条の規定による住居手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給範囲)

第2条 職員給与規程第13条第1項第1号に掲げる職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員を含むものとし、職員が職員又はその扶養親族たる者と次に掲げる者（以下「配偶者等」という。）とが共同して借り受けている住宅に当該配偶者等と同居し、家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含まれるものとする。

一 職員の配偶者

二 職員の一親等の血族又は姻族である者

2 この条に規定する家賃については、次に掲げるものは、家賃には含まれない。

一 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの

二 電気、ガス、水道等の料金

三 共益費

3 職員給与規程第13条第1項第2号に掲げる配偶者が居住するための住宅を借り受けている職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住する配偶者がある職員で、その住宅の家賃を支払っているものを含むものとし、職員が配偶者の居住する住宅で次に掲げるものに係る家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含まれるものとする。

一 職員又はその扶養親族たる者と職員の一親等の血族又は姻族である者とが共同して借り受け、当該一親等の血族又は姻族である者が居住している住宅

二 職員又はその扶養親族たる者と職員の扶養親族でない配偶者とが共同して借り受けている住宅

4 職員給与規程第13条第1項第1号に規定する住宅は職員が居住している住宅であって、当該職員の生活の本拠となっているもの、第2号の配偶者が居住するための住居は配偶者が居住している住宅であって、配偶者の生活の本拠となっているものとする。

5 一時的に当該住宅を離れている場合（出張、病気転地療養、海外派遣等）には、給与

規程第13条第1項の規定に該当する場合（居住要件を除く。）は、引き続き居住しているものとみなす。

（適用除外職員）

第3条 職員給与規程第13条第1項第1号の別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第12条の2各号に掲げる法人等から貸与された職員宿舍に居住している職員
- 二 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（職員給与規程第10条に規定する扶養親族で同規程第10条第5項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は一親等の血族若しくは姻族である者（以下「配偶者等」という。）とが所有権の移転を一定期間留保する契約により共同して購入した住宅又は、職員又はその扶養親族たる者と配偶者等とが共有していた住宅で職員又はその扶養親族たる者と配偶者等とが譲渡担保のための移転をしている住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（配偶者が居住するための住宅から除く住宅）

第4条 職員給与規程第13条第1項第2号の別に定める住宅は、第3条第1号に規定する職員宿舍及び同条第2号に規定する住宅とする。

（権衡職員の範囲）

第5条 職員給与規程第13条第1項第2号で権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものは、単身赴任手当支給細則第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する人事交流等の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（届出）

第6条 新たに職員給与規程第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する次に掲げる書類を添付して、別に定める様式の住居届により、その居住の実情、住宅の借り受け関係等を速やかに機構長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の借り受け関係等に変更があつた場合についても、同様とする。

- ア 借り受け 貸借契約書等
- イ 居住 住民票等
- ウ 支払い 領収書、振込書の写等
- エ その他 その他必要と認められる証明書

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第7条 機構長は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が職員給与規程第13条第1項の職員たる要件を具備するとき、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

- 2 機構長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第8条 第6条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次の各号に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- 三 居住に関する支払額に共益費が含まれている場合 やむを得なく分離不可能の際には全額

(支給の始期及び終期)

第9条 住居手当の支給は、職員が新たに職員給与規程第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が第6条の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、前項ただし書の「15日」の期間に含まれないものとする。
- 3 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。第1項ただし書及び前項の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第10条 機構長は、現に住居手当の支給を受けている職員が職員給与規程第13条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認できるものとする。

2 機構長は、職員に対し、少なくとも毎年度1回、この条の規定による届出に関し注意を喚起するものとする。

(その他)

第11条 この細則の実施に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、令和6年4月1日から施行する。